

研究論文

グローバリゼーションの功罪と国際経済秩序の再構築に向けての一考察

A Study toward the Reconstruction of International Economic Order with
Review of Globalization and its Discontents

池下 譲治*

はじめに

- I. グローバリゼーションの功罪～何が問題なのか？
- II. 「自由な貿易」から「公正な貿易」へ
- III. 人権問題への対応にみる日本の特異性と課題

結語

グローバル経済が抱える問題の一つは、国境を越えた経済活動の自由化や規制緩和が積極的に推進される一方で、国の発展度合いや成り立ちなどに依拠する「規範の違い」から生じる問題については未だに有効な解決策を見いだせないでいることである。それはロドリック（2013）が問題提起した「世界経済の政治的トリレンマ」の要因となったものでもある。近年、特に、問題が深刻化しているのは、こうした矛盾を抱えたグローバル経済が拡大する中で台頭してきた中国と米国との覇権争いが、周辺国を巻き込みつつ、経済面のみならず政治面にまで広がりを見せ始めていることである。背景には、香港や新疆ウイグル自治区などにおける人権問題が世界の民主主義体制に与える影響への米国やEUにおける警戒感の高まりがある。

では、解決策はないのだろうか。本稿の目的は、こうした問題意識の下、ルールの見直しの必要性について考察を行い、その妥当性や課題について明らかにすることである。そのため、まず、ワシントンコンセンサスによるグローバリゼーションの功罪について議論する。その際、経済学者の間でグローバリゼーションに対する「不作為の誤謬」と「作為の誤謬」の両方が生じていた可能性と原因についても明らかにする。

そのうえで、問題解決に向けての処方箋として、富の偏在や格差の拡大の是正に向けた制度改革もさることながら、特に、国際貿易のルールにソーシャルダンピングや環境ダンピングといった概念を反映させることの意義や正当性について考察する。さらに、こうした問題に対する現行のWTO体制の限界とともに、WTOに代わって脚光を浴びつつある地域貿易協定（RTA）の役割について指摘する。最後に、人権法への対応と東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定の批准に関する国会審議などにみる日本の特異性と課題について問題提起する。そして、日本がこれからの国際貿易のルールづくりにおいて果たすべき役割について「人権デューデリジェンス」や「人権侵害制裁法」の立法化の必要性とともに政府の対応などを通じて明らかになった課題について議論する。

キーワード：不作為の誤謬と作為の誤謬、自由な貿易と公正な貿易、ソーシャルダンピング、WTO、地域貿易協定（RTA）、人権デューデリジェンス

* 福井県立大学地域経済研究所

はじめに

グローバル経済が抱える問題の一つは、国境を越えた経済活動の自由化や規制緩和が積極的に推進される一方で、国の発展度合いや成り立ちなどに依拠する「規範の違い」から生じる問題については未だに有効な手段を見いだせていないことである。それはロドリック（2013）が問題提起した「世界経済の政治的トリレンマ」の要因となったものでもある¹。近年、特に、問題が深刻化しているのは、こうした矛盾を抱えたグローバル経済が拡大する中で台頭してきた中国と米国との覇権争いが、周辺国を巻き込みつつ、経済面のみならず政治面にまで広がりを見せ始めていることである。背景には、香港や新疆ウイグル自治区などにおける人権問題が世界の民主主義体制に与える影響への米国やEUにおける警戒感の高まりがある²。

では、解決策はないのだろうか。本稿の目的は、こうした問題意識の下、ルールの見直しの必要性について、その妥当性や課題について明らかにしていくことである。

第1節では、ワシントンコンセンサスに基づくグローバリゼーションの功罪について議論したうえで、その際、経済学者の間でグローバリゼーションに対する「不作為の誤謬」と「作為の誤謬」の両方が生じていた可能性について検証する。そして、格差の拡大や富の偏在の問題点と原因を明らかにしたうえで、ルールの見直しの必要性について、ロールズの正義論も踏まえつつ議論する。

第2節では、自由貿易とWTOの限界について議論するとともに、人権や環境問題の国際的な広がりに対応するため、国際貿易の

ルールにソーシャルダンピングや環境ダンピングといった概念を反映させることの意義や正当性について考察する。

第3節では、人権法への対応と東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定の批准に関する国会審議などにみる日本の特異性と課題について問題提起する。そして、日本がこれからの国際貿易のルールづくりにおいて果たすべき役割について「人権デューデリジェンス」や「人権侵害制裁法」の立法化の必要性とともに政府答弁などを通じて明らかになった課題について議論する。

1. グローバリゼーションの功罪～何が問題なのか？

1. 「不作為の誤謬」と「作為の誤謬」

経済のグローバリゼーションとは、一般には「世界の経済が統合され、各国の経済圏が地球規模にまで広がること」、「ヒト、モノ、カネが国境を越えて自由に移動すること」を指す。最近では、ヒト、モノ、カネに加えて、アイデア（知識、技術、情報）も国境を越えて自由に移動するということがより重視されるようになってきている。米国が中国に対してもっとも警戒している分野でもある。グローバリゼーションにはいくつかの段階があるが、今、問題となっている事象は、特に、80年代以降のグローバリゼーションに起因する。現代のグローバリゼーションをけん引したアクターとして、主に3つ挙げることができる。第1に、経済思想的な背景として、1973年のオイルショックを契機に、ケインズ主義的な有効需要政策を批判し、自由

放任主義と小さな政府を標榜する、ネオリベラリズム（新自由主義）が台頭したこと。第2に、その影響とみることもできるが、中国のグローバル市場への本格的な参入である。「鄧小平の改革開放体制以来、次第にネオリベラリズムが浸透していった」（鄧雲，2016）中国における市場経済の導入は、その後、ベトナムでも同様なドイモイ政策が導入されるなど社会主義国にも影響を与えることとなった。そして、第3に、情報通信革命である。80年代以降のグローバリゼーションが重要なのは、ほぼあらゆる面でグローバリゼーションが起きているからである。それは、情報通信技術における「ネットワーク外部性」³といった性質が経済思想にもみられるからである⁴。ネオリベラリズムの影響を受けたワシントンコンセンサスによるグローバリゼーションが世界中に浸透していったことはその表れであろう。

では、このようにグローバル経済の統合と相互依存が一段と進むような変化は、望ましいことなのであろうか。チャールズ・ヒル（2013, 2020）の言を借りるまでもなく、「有力な経済学者や政治家や財界指導者は、大抵、望ましいと考えていた」。背景には、「経済的な相互依存が平和を導く」といった学説の存在がある⁵。

実際、グローバリゼーションによる世界経済の拡大によって、犯罪の温床につながる世界の貧困層は大幅に減少している。世界銀行によれば、世界の貧困率⁵は1981年の42.7%から2017年には9.3%にまで減少した。これは、経済のグローバリゼーションがもたらした最大のメリットのひとつとあってよいであ

ろう。

さらに、グローバリゼーションが女性のエンパワーメントを促進しているとの研究報告もある。Molina et al. (2020) は、ミャンマーのヤンゴン市に在る繊維工場を輸出向けと内需向けに分類し、その周辺に居住する女性の社会的地位の変化について各種データを基に回帰分析した。結果、輸出工場の周辺に住む女性は社会的地位が格段に向上していることが証明されている。さらに、輸出工場の代替地として採用した空港周辺のデータからも同様な結果が得られている。

一方、Venkataramanappa (2016) は、インドにおける女性のエンパワーメントに関する研究において、やや異なる見解を示している。即ち、グローバリゼーションによって女性の労働参加が促進されたが、インドで働く女性は家事や子育てなどへの負担が依然として大きく、低賃金や差別に喘いでいるのが実態だとする。さらに、インドでは、男女同権に関する様々な組織が設立されたにも拘わらず、男性の識字率が75.9%なのに対し、女性は54.2%（いずれも2001年）に過ぎない。こうしたことから、グローバリゼーションにおける女性の役割は不可欠であるものの、必ずしも女性の相対的地位の向上につながっているとは言えないとして、政策による支援（political empowerment）が欠かせないと結論付けている。

どちらも、グローバリゼーションと女性のエンパワーメントについて調査しているにも関わらず、異なる結論に至っているのは、調査対象の違いのほかにも国の違いが関係している可能性がある。本件については、さらなる検証が求められよう。

このように、グローバリゼーションの影響は本来、一様ではないにもかかわらず、なぜかグローバリゼーションの擁護説は世界を席卷していった。

ロドリック (2019) は、あるモデルが唯一無二の普遍的なモデルだと経済学者が勘違いしてしまうことが少なくないという。こうした勘違いから二つの種類の過ちが起こる。すなわち、「不作為の誤謬」と「作為の誤謬」である。「不作為の誤謬」とは、経済学者の間のコンセンサスに盲点が隠れており、迫りくる問題に気付くことができないケース。アジア通貨危機や世界金融危機の勃発がこれに当たる。一方、「作為の誤謬」とは、経済学者がある特定のモデルに拘泥する余り、事前に失敗を予見できたような政策運営に加担することとなるケースである。経済学者がワシントンコンセンサスに基づく「金融のグローバル化」や「アジア通貨危機における融資条件としてIMFが課した厳しい緊縮財政政策」を擁護したのが該当する。

問題は、グローバリゼーションにおいて、市場経済が機能するためには市場は競争的である必要があるが、もし、そうではない場合、「市場の失敗」をより深刻化する可能性があるということである。そのため、グローバル化を巡る問題は、国際競争力を喪失した産業における失業の増加や格差の拡大、環境汚染の輸出、国家主権の問題のほか、情報の非対称性やモラルハザードによる金融危機など多岐に渡っている。なかでも、「市場経済において必要とされる予見可能性を保障するような法体系が中国には見えてこない」(小口、

2010, 2020) といった不安要素が、特に最近、次々と明らかになってきたことで、欧米諸国の中国への見方が大きく変わってきていることがルールの見直しの必要性に拍車をかけているものと思われる。

2. 「格差の拡大」と「富の偏在」～なぜ、ルールの見直しが必要なのか～

全体を流れる問題の一つは、グローバリゼーションによって世界の貧困率は減少したにも拘わらず、国家間ならびに国内における所得格差は逆に増大していることである。なぜ、所得格差が問題かという点、暴力による治安の悪化や犯罪の増加につながる可能性が高いからである⁷。さらに、こうした格差と暴力の因果関係は途上国、先進国のどちらにも存在するとの研究結果も報告されている⁸。ミラノヴィッチ (2017) は1988年から2008年までの世界の家庭所得の伸び率を調べた結果、中国を中心とする新興国の中間層と世界のトップ1%の超富裕層が勝ち組であり、先進国の一般大衆が負け組であることを「エレファントカーブ」を描いて明らかにした。これについて、ボールドウィン (2018) は「ニュー・グローバリゼーション⁹がグローバルな所得分布に与えた効果が大きく偏っている」のは、情報通信革命によって「アイデア」の移転コストが減少し、先進国から途上国への技術移転が進んだからだと論じている。問題は、なぜ、外資の進出やグローバル・サプライチェーンの地理的範囲が一部の地域に限られたのかであるが、これについては、拙稿(池下, 2020)で、日本企業が大きな役割を果たしたタイの自動車産業発展の経験を通じ

て先進国との物理的及び心理的「距離」と受入国・地域の「対応力」の重要性について検証を行っている。

次に、富の偏在と原因について迫りたい。Piketty et.al (2017) は、1980年と2016年の世界の成人一人当たりの所得の伸びを比較した結果、この間に増加した世界のトップ1%の所得は下位50%の2倍を超えているとして、富の偏在が進んでいることを問題視している。同レポートでは、世界のトップ1%をさらに上位10分の1、100分の1、1000分の1に分けたところ、勝ち組であるトップ1%のさらに上位1000分の1の層がもっとも所得の伸び率が高い反面、世界の上位50%の層の9割が全体でもっとも所得の伸び率が低い負け組であることが強調されている。

ピケティは著書『21世紀の資本』の中で、 $r > g$ （資本収益率は経済全体の成長率より大きい）の式を示し、富が所得より速く成長するため、不平等の拡大は資本主義の歴史的発展の結果として避けられない、と論じた。これについて、ステイグリッツ (2016) は、「最上層での富の急増と所得の不平等については、少なくとも十分な説明になっていない」とした上で、富の増加の多くは、生産的な価値上昇の反映ではなく、経済の金融化による固定資産の価値上昇や独占利益を含むレント（超過利潤）が増えているため、それが不平等を拡大しているとして、ルールの見直しの必要性を唱えている。

一方、ライシュ (2014) は、富の偏在には、自分たちに都合のよいルールづくりを行おうとする超富豪や巨大企業によるロビー活動が影響しているという。背景には、選挙に巨額な資金が必要な（米国における）現行の選挙

制度にも問題があるということであるから、これは構造的な問題といってよいだろう。

3. 「富の偏在」の環境への影響

「富の偏在」は環境にも悪影響を及ぼしていることが明らかになってきた。Wieldman, T. et al. (2020) は、これまで、環境にもっとも大きな影響を与える要因は「消費」と「技術」だと考えられてきたが、ここ数十年で、豊かな国の消費者による「消費」が急拡大した結果、技術革新を通じて削減できるレベルを遥かに超えてしまったと警鐘を鳴らしている。特に問題なのは、約4000万人の「世界でもっとも裕福な0.54%が生み出す生活関連の温室効果ガスが全体の14%に達していることだ。一方、約40億人の「下位50%」が生み出す量は10%に過ぎない¹⁰。その要因として挙げられるのが「地位消費 (positional consumption)」という概念である。即ち、人は基本的な欲求を満たすと、社会的希少性によって少数の人しか入手できない「地位財 (positional goods)」を求めだし、これが経済成長を生み出すというのである。そのため、著者らは「裕福であることや富を持つことは本質的に良いことだ」という考え方に挑戦し、不平等を減らしたり、「もっとも裕福な人々に課税すること」や「弱いエコシステムと貧しい人々に投資すること」が必要だとしている。こうした主張は、ロールズの「正義」の概念とも合致しており、検討に値する。

また、Kantha, S. et al. (2020) は、世界の1%の最富裕層が原因とみられる温室効果ガス排出量は、31億人の最貧困層全体の倍以上に相当するとして、富裕税の導入のほか、

奢侈品やぜいたく行動への炭素税を提案している。

こうした中、国際課税の新ルールについての議論が進んでいるが、OECD加盟130カ国で大筋合意されたのに続き、2021年7月11日、G20主要20カ国・地域財務相・中央銀行総裁会議でも大枠合意に達したのはむしろ当然の流れとみることができよう。

II. 「自由な貿易」から「公正な貿易」へ

1. 自由貿易とWTOの限界

ところで、経済理論上は、自由貿易は競争力が弱い国においても、比較優位な分野に特化することで、最終的には社会的余剰（豊かさ）を増やすことができる、はずであった。しかし、現実には、グローバリゼーションの結果、急速な発展を遂げたのは一部の新興・途上国に過ぎない。なぜなら、貿易のメリットを途上国にもたらすには、市場アクセスだけでは不十分なためである。たとえば、EUでは、後発途上国に対して、武器以外のすべての製品の輸入関税を免除する優遇制度（EBA：Everything But Arms）を採用しているが、タンザニアからEUへの輸出は停滞したままだ。これは、後発途上国の輸出機会を活かすには、外資の導入などを通じた、生産能力の拡大や技術支援が不可欠なためである¹¹。この点においては、アフリカにおける中国の「一帯一路」政策は一定評価できる。しかし、実効性や「債務の罠」の問題のみならず、アフリカへの援助に際して政治的な制約を課さない「中国モデル」はアフリカ域内の汚職や環境破壊、さらには人権侵害を助長す

る恐れがあると危惧する声が多いのも事実である。ところが、中国はOECD開発援助委員会（DAC）のメンバーではないため、欧米諸国や日本は、透明性が欠如した中国の対外融資に対して対外援助規範の遵守を求めることができないのが現状である。

自由貿易を中心とする現在の国際経済秩序が抱える問題のひとつは、このように、開発や貿易を通じて人権侵害や環境破壊が行われている可能性があるものの、WTOなど既存の国際的枠組みではそれを明確に制する術がないことである¹²。

2. 「ソーシャルダンピング」や「環境ダンピング」の概念の貿易ルールへの反映が必要な理由

これが「自由な貿易」から「公正な貿易」へのマインドシフトが必要と考える所以である。では、「公正な貿易」とは何か。WTOで認められているダンピング関税を例にとると、これまでは、結果としての価格の正当性のみがチェックされてきた。たとえば、中国のWTO加盟時に、貿易相手国は最長15年間、中国を「非市場経済」として扱うことが認められた。それによって、輸入国は中国からの輸入品に対して反ダンピング税を課すことが容易になった。コストの割高な国の生産費用を中国における生産費用として代用することができるためだ。現在、中国のWTO加盟後すでに15年を超えていることで、多くの国は中国に市場経済としての地位を与えている。一方、米国とEU、そして日本は未だに認めていない。ただ、市場経済としての承認

の遅れは、単に、覇権戦争の悪化を招くだけとの指摘もある。これから目指すべき「公正な貿易」においては、これまでのような、結果としての価格の正当性というよりも、むしろそこに至る経緯が重要となる。

ロドリック（2019）が主張するように、公平性を議論すべき領域として、国内の企業にとって、政府の補助金や支援を受けている外国企業と競争することが不公平と言うのであれば、国内の労働者にとっては、基本的な労働者の権利が蔑ろにされている海外の労働者と競争するのも同様に不公平であろう。さらに、自然環境破壊、児童労働、危険な職場環境の提供、を行っている企業についても同様である。問題なのは、国内法や制度によって規定されている社会的契約の効力を、貿易が無効にするかもしれないということである。ここで大事なのは、こうした不公正に対して貿易の枠組みの中で解決策を図ること、つまり、「ソーシャルダンピング」や「環境ダンピング」の概念を、国際的な貿易ルールの中に反映させることである。

そうした試みは、すでに地域貿易協定(RTA)において先行している。たとえば、TPP/CPTPPでは「労働」章が導入されており、ILO宣言に基づいた労働者の権利を取り入れた国内法を制定、施行することを各国に義務付けているが、ベトナムにとっては、こうした規定が入ったFTAの発効は初めてであった。TPP/CPTPPへの参加を目指している中国にとって最大の障壁の一つとなっているのが「労働」章の存在である。ちなみに、中国が参加しているRCEPには「労働」章のような規定は含まれていない。WTOに報告

されている労働規定を含む貿易協定は1995年には4件のみだったが、2017年には77件に達している。

国・地域レベルでも、企業に人権デューデリジェンス¹⁴などの実施を義務付ける法制化が欧米を中心に広がりを見せている。

加えて、2019年に「欧州グリーンディール戦略」を発表したEUは、温暖化対策が不十分な国からの輸入品に価格を上乗せする「国際炭素税」を2023年までに導入する方針を打ち出している。これも、一種の「環境ダンピング」概念の取り込みと言えよう。

Ⅲ. 人権問題への対応にみる日本の特異性と課題

最近では、特に、人権問題への関心が高くなってきている。背景には、国際社会で中国の人権問題への関心が高まっていることがある。2020年末に大筋合意した中国とEUとの投資協定では、中国の人権問題が欧州議会の組上に上がり¹⁵、2021年5月20日には、同協定の批准に向けた審議の停止が採択されるなど、早期発効は困難な状況となっている。

こうした中、激化する米中対立の板挟みの中で、身動きが取れなくなり、対応が後手に回っているのが日本である。日本政府は2021年6月25日、懸案だったRCEP協定の受託書をASEAN事務局長に寄託した。RCEPは、中国とミャンマーという人権弾圧で国際的な非難を浴びている国が参加していることから、国会でも批准には慎重意見が出ていたが、結果的に、日本は中国やミャンマーの人権問題に関して厳しい態度で臨む米国やEUとは対照的な政策をとったことになる。詳細に

については紙幅の都合上割愛するが、RCEPは元々、日本のサプライチェーンが集中する東アジア経済圏の一体化を目指しており、中国の政治力とのバランスを取るためにオーストラリアとニュージーランドを日本が呼び込んだ経緯がある。今回の批准は、未だに「地域的人権条約」が創設されていないアジアにおいては、現実的にやむを得ない部分があることは認めるが、もう少し、議論すべきではなかったのか。諸外国から見た場合、「日本は他国の民主主義や人権よりも自国の経済を優先する国」との誤ったメッセージとなった可能性は否めない。なぜなら、日本は2020年6月30日の国連人権理事会において、香港の国家安全維持法に懸念を示す共同ステートメントに参加しているほか、同10月に開かれた国連での人権会議でも新疆などにおける中国の人権侵害を批判する声明にも署名しているが、今回は結果的に、それと矛盾する政策を採用したことになるからだ。当に、ハンチントンが『文明の衝突』で論じたように、日本は「東洋にも西洋にも属していない…唯一単独国家で固有の文明を持つ国」であるのかもしれない。それでも日本は、譲れない価値観については、より強いメッセージを送るべきだったのではないだろうか。市原(2020)は、日本の価値観外交は、中国だけでなく東南アジア諸国とも良好な関係を築くべく、反中的でないことを明確にしようと努めてきたが、その結果(意図せずに)権威主義国政府を支援したり、自由主義的価値を侵害したりする恐れがある、として今後はより積極的なアプローチを取り入れる必要があると論じている。全く同感である。RCEPに関して言えば、交渉開始時とは大きく環境が異なる今、

日本は、加盟国間で人権問題や環境問題などに関する意識の共有や協力を推進するリード役を買って出るべきである。

一方、RCEPに限らず、日本がこれからの国際貿易のルールづくりにおいて主導的役割を果たすつもりであるならば、少なくとも国家としてのポジションを明らかにしていくことが重要である。「公正な貿易」の観点から言えば、経済連携を進めつつも、加盟国の中で人権弾圧があった場合、それを抑制または非難しうる法的な根拠を持つておくべきである。そのためにも、「人権デューデリジェンス」や「人権侵害制裁法」の立法化を急ぐべきであろう。

日本は2021年8月現在、外国での深刻な人権侵害に制裁を科す法律がG7で唯一ない国である。それでも、2011年に国連人権理事会で承認された「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づき、日本政府が2020年10月にまとめた「ビジネスと人権」に関する行動計画では、企業が事業活動に伴う「人権デューデリジェンス」について「導入を期待する」としてサプライチェーンを含めた人権問題にも配慮するよう求めている。さらに、政府は、本行動計画における「人権」とは、環境破壊による被害も考慮することとする、としているように、より包括的な取り組みとなっているのが特徴と言える。しかし、企業の自助努力に頼る姿勢では、コロナ対策の二の舞を演じてしまうことにならないか。ルール化を通じて企業意識を高めることが、結局は企業価値の向上と国家の信頼にもつながることを認識すべきである。

最後に、国際的な人権問題に際して、法整

備との関連で日本が対処すべき課題として、2点指摘しておきたい。1点目は、体制の整備である。たとえば、海外で人権侵害の疑いがあった場合、その正否を調査・分析する機関が日本には存在しない。国際的なネットワークの構築も含め、早急に対処すべきである。2点目は、意識改革の必要性である。茂木外務大臣は2021年4月7日の衆院外務委員会にて、「環境と人権の問題では若干（意識の醸成に関して）時間のずれがある」との認識の下、「人権（問題）に関してはまだそこ（環境）までのレベルに達していないため、いきなり目標を掲げるのではなく、まずは、ステップバイステップで対応していきたい」として、企業意識の醸成が大事との考えを示している。そのとおりではあるが、今、現実には起きている問題は、サプライチェーン上での人権保護に関する欧米での法制化や規制強化によって、違反で輸入の差し止めや取引中止のみならず、企業イメージの低下にもつながりかねない経営リスクが急激に高まっていることである。さらに、欧州連合（EU）は年内にも罰金付きの法案を公表する。このような情勢下でなすべきは企業の自己責任もさることながら、むしろ、サプライチェーン各国において難しい判断を迫られている企業の正当性を国が法的に担保することで、日本の価値観を世界にアピールするとともに、全従業員が安心して働ける環境を提供していくことではないだろうか。米軍の撤退に際してのアフガニスタンからの国外退避における日本大使館をはじめとする日本政府のオペレーションを見る限り、意識の醸成が必要なのはむしろ政府の方かもしれない。本件については、国会での討論を聞く限り、筆者はマイノ

リティーかもしれないが、進捗状況を見守りながら、今後、さらに考察を深めていきたい。

結語

本稿では、グローバル経済が抱える課題として、グローバリゼーションの発展段階や国の違いから生じる問題については未だに有効な解決策を見いだせないでいることに注目した。そして、その中で激化している米中間の対立が、経済面のみならず政治面にまで広がりを見せ始め、さらに、中国の人権問題に関する波紋が米国のみならずEUにも広まっていることに対して危機感を共有し、その原因と解決策について考察を行った。

その結果として、現行のワシントンコンセンサスに基づくグローバリゼーションには、経済学者の間で「不作為の誤謬」と「作為の誤謬」の両方が生じていた可能性があること。それらは、「市場の失敗」をより深刻化した可能性があること。特に、中国では予見可能性を保障するような法体系とは異なる法体系が存在していることが世界経済秩序に新たな暗影を投じていることを指摘した。こうした認識に基づき、ルール変更の必要性について論じた。ルール変更の必要性については、ミラノヴィッチ（2017）の次の指摘が明快だ。

グローバリゼーションは世界全体の経済格差を縮小してきたが、同時に、各国内の不平等と各国間の不平等を複雑に取り込んでしまった。世界が変わり、統合が進むにつれて、これまでの枠組みは時代にそぐわなくなり、現実に適した新しい方法が必要になっている。

殊に、強制労働など貿易に関する不公正に対しては、「ソーシャルダンピング」の概念を国際的な貿易ルールの枠組みの中に反映させることが重要であること、一方、こうした試みはRTAにおいて先行していることについて、WTOの限界とともに論じた。

最後に、人権弾圧が続く中国やミャンマーが加盟するRCEPの批准に向けての国会審議にみる日本の特異性と課題について、日本はRCEP加盟国間で人権問題や環境問題などに関する意識の共有や協力を推進するリード役を担うべきであること、そしてそのためにも、「人権侵害制裁法」や国境を越えたサプライチェーンを含む「人権デューデリジェンス」の立法化を急ぐべきであるとの意見を述べた。残された喫緊の課題として、人権問題に関する国際的な調査体制の構築と共に、人権問題に関するキャパシティビルディングの醸成が急がれる。

【参考文献】

池下譲治 (1999) 「東アジアにおける競争優位の条件」『アジア経済再生』(山本栄治編) ジェトロ pp.270-291

池下譲治 (2020) 「VUCAの時代における世界経済とアジア」『ふくい地域経済研究第30号』 pp.19-22

小口彦太 (2010) 「中国における改革開放策のもとでの私有財産権の法的位置づけの変遷」第6回早稲田大学総合研究機構研究成果報告会より

小口彦太 (2020) 『中国法－「依法治国」の公法と私法』集英社新書

鄧雲 (2016) 「中国における東洋型ネオリベラリズムのもとでの電力改革」『空間・社

会・地理思想19号』 pp.15-33

市原麻衣子 (2020) 「普遍性から多元化へ：日本外交における価値」, 船橋洋一+ジョン・アイケンベリー編『自由主義の危機』 pp.120-147 東洋経済新報社

イアン・ブレマー (2019) 『対立の世紀－グローバリズムの破綻』日経新聞社

エマニュエル・トッドほか (2014) 『グローバリズムが世界を滅ぼす』文藝春秋

サミュエル・ハンチントン (1988) 『文明の衝突』集英社

ジョセフ・スティグリッツ (2016) 『これから始まる新しい世界経済の教科書』徳間書店

ダニ・ロドリック (2013) 『グローバリゼーション・パラドックス』白水社

ダニ・ロドリック (2019) 『貿易戦争の政治経済学』白水社

チャールズ・ヒル (2013) 『国際ビジネス1』楽工社

ボールドウィン (2018) 『世界経済大いなる収斂』日経BP

ミラノヴィッチ (2017) 『大不平等』みすず書房

ロバート・ライシュ (2014) 『格差と民主主義』東洋経済新報社

FiveThirtyEight (2017) “Higher rates of hate crimes are equal to income inequality” 23/1/2017

Hardoon, Deborah (2016) “The injustice of Inequality and its links to violence”

Hill, Charles (2020) “International Business (13 ed)” McGraw-hill Education

IMF (2021) “World Economic Outlook April 2021”

- Kartha, K. et al. (2020) "The Carbon Inequality Era" Stockholm Environment Institute and OXFAM
- Molina, T.& Tanaka, M (2020) "Globalization and female Empowerment : Evidence from Myanmar" working paper Private Enterprise Development in Low-Income Countries
- Neumayer, E. & Soysa, I. (2010) "Globalization and the Empowerment of Women" World Development Vol. 39, No. 7, pp. 1065-1075, 2011
- Nye, J. & Keohane, R. (1971) "Transnational Relations and World Politics" International Organization Vol. 25, No. 3, pp. 329-349
- Oxfam Media Briefing "Confronting Carbon Inequality" 21/9/2020
- Piketty et.al (2017) "World Inequality Report 2018" World Inequality Lab, pp.11-13
- The World Bank (2014) "It has been proven, less inequality means less crime" 5/9/2014
- Venkataramanappa (2016) "Globalization and Women Empowerment" International Journal of Social Science and Humanities Research
- Wieldman, T. et al. (2020) "Scientists' warning on affluence" Nature communications

注)

- 1 ロドリック (2013) によれば、現今の世界情勢は、グローバリゼーション、国家主権、民主主義の3つを同時に追求すること

は難しく、どれか一つを犠牲にするトリレンマを強いている。こうした基本認識に立ちながら、国家主権と民主主義を擁護するとともに、無規制な金融グローバリズムに網を掛けることを提言している。

- 2 たとえば、2020年6月に開かれた国連人権理事会で、中国による香港国家安全維持法導入の賛否が問われた際、「中国に反対」が27カ国だったのに対し、「賛成」は53カ国だった。賛成した国の多くは、権威主義的な体制を採用しており、「一帯一路」に参加しているなど、中国から莫大な資金援助を受けてインフラ整備や都市化を進めているほか、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済難に直面するアフリカ諸国の中には、中国からのワクチン供給や経済援助を期待していると言った側面もある。
- 3 ネットワーク外部性とは、或るものを多くの人が使えば使うほどそれを利用する価値が上がっていくことを指す。
- 4 たとえば、80年代におけるレーガン大統領やサッチャー首相の経済政策、さらには、豪州や日本でも民営化を進めた中曽根首相の政策などにその影響が見られる。
- 5 Nye, J and Keohane, R (1971), エマニュエル・トッドほか (2014) p108
- 6 世界銀行が定めた国際貧困ラインでは、「1日1.90米ドル未満で生活する人の割合」と定義されている。OECDの発表している相対的貧困の指標とは異なる点に注意する必要がある。
- 7 米統計学者ネイト・シルバーが設立した情報サイト"FiveThirtyEight (538)"がFBIや南部貧困法律センターのデータを分析したところ、「所得格差」がヘイトクラ

イムや憎悪事件の予測因子として抜きん出ている、との結果が導き出された (Five Thirty Eight, 2017) .

8 イアン・ブレマー (2019) p57, Hardoon, Deborah (2016) , The World Bank (2014) など.

9 ボールドウィン (2018) によれば、現在のグローバリゼーションは1820年頃に始まったが、1990年前後にグローバリゼーションの性質が変わった。情報通信技術 (ICT) 革命がグローバリゼーションに与えた影響の大きさから、これをニュー・グローバリゼーションと呼んでいる。

10 Reiner, V. “The latest Scientists’ Warning (on affluence)”, Opinion, The Univ. of Sydney 25/6/2020

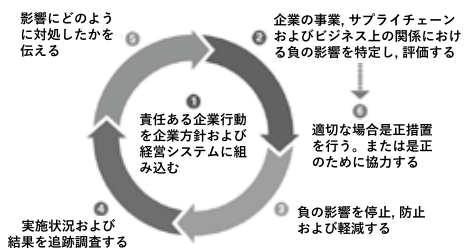
11 スティグリッツ (2016)

12 関税及び貿易に関する一般協定 (GATT) は第20条の一般的例外で、国家が採ることができる労働・環境関連の措置を規定する (b, e, g号) という消極的な手法を採用しているにすぎない。

13 少数民族ウイグル族の人権問題に絡んだEUの対中制裁に中国が報復措置を取ったことに対して反発したことが原因。

14 人権デューデリジェンスとは、企業が強制労働、児童労働、ハラスメントや差別といった人権侵害のリスクを特定して、防止策をとること。海外の子会社やサプライチェーンも対象で、取引先で強制労働などが発覚した場合には改善を要請し、その結果も追跡しなければならない。リスクに関する情報開示も求められる。こうした継続的な取り組み (プロセス) のこと。

人権デューデリジェンスのプロセス



出所：「責任ある企業行動のためのOECDデューデリジェンスガイドダンス」p21